

地域を支える小規模事業者への経営支援

～地域ぐるみで総力を挙げた支援の推進～

2019年5月27日
経済産業省北海道経済産業局

【本件に関するお問い合わせ先】

経済産業省北海道経済産業局 産業部 中小企業課

担当：保苺、佐々木、伏見、長村

電話：011-709-2311（内2576）

FAX：011-709-2566

E-mail：hokkaido-chusho@meti.go.jp

目次

1. 小規模事業者支援法における経営発達支援計画	P 2
2. 道内商工会・商工会議所における「伴走型支援」の取組	P 9
(1)足寄町商工会	P11
(2)清里町商工会	P13
(3)美幌商工会議所	P15
 (参考資料)	
・北海道内の「経営発達支援計画」の認定を受けた商工会・商工会議所	P18
・商工会・商工会議所による事業継続力強化の支援	P20
・地方交付税措置について	P21
・4者(国・北海道・市町村・商工団体)意見交換会の開催について	P23

1. 小規模事業者支援法における 経営発達支援計画

中小企業・小規模事業者政策の現状

- 北海道における小規模事業者は、全企業数の84.9%を占め、地域の経済や雇用を支える極めて重要な存在。
- 経済産業省では、小規模企業振興基本法に小規模事業者の事業の持続的発展を基本原則として位置付けるとともに、小規模事業者支援法によって、経営発達支援を商工会・商工会議所の役割として規定。

※小規模事業者とは、従業員数が20人以下（商業・サービス業は5人以下）の企業・個人事業主

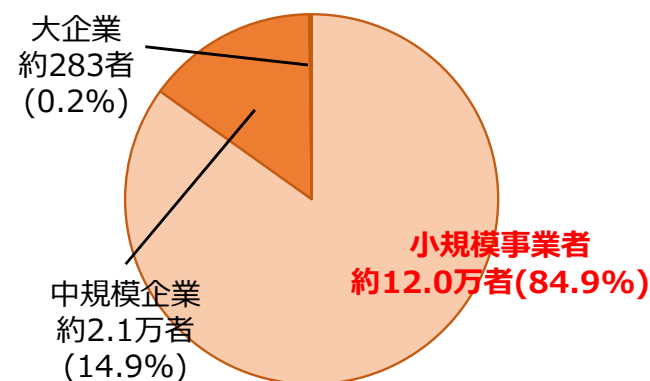
北海道の中小企業・小規模事業者数

北海道における小規模事業者は全企業の84.9%

(者)

	中小企業	うち 中規模企業	うち 小規模事業者	大企業	合計
北海道	141,386	21,087	120,299	283	141,669
全国	3,578,176	529,786	3,048,390	11,157	3,589,333

※2016年6月現在



中小企業・小規模事業者政策の変遷

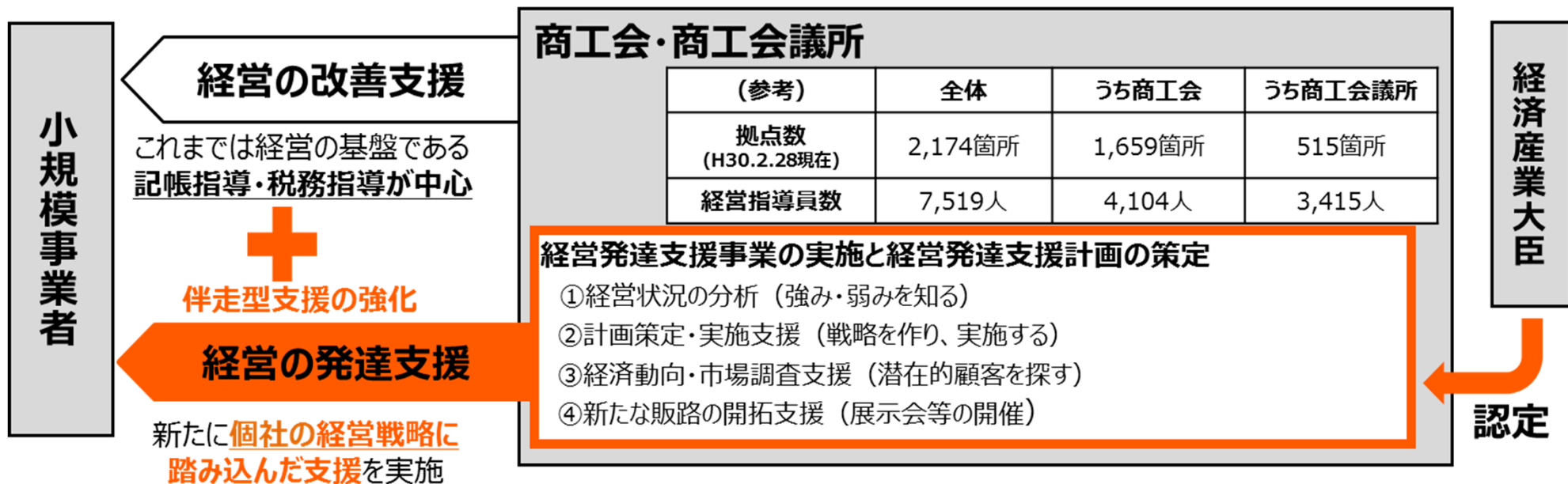
- 昭和38年 中小企業基本法制定 ⇒ 大企業と中小企業の格差是正（二重構造論）
- 平成11年 中小企業基本法改正 ⇒ やる気と能力のある中小企業の支援
- 平成25年 小規模企業活性化法（中小企業基本法再改正） ⇒ 小規模企業の意義を明確化

- 平成26年 **小規模企業振興基本法制定** ⇒ 小規模企業振興の基本的枠組みを構築、「事業の持続的発展」を基本原則として位置づけ
- 小規模事業者支援法の改正** ⇒ 従来の「経営改善指導」に加え、「**経営発達支援**」も**商工会・商工会議所の役割**へ

平成27年7月：「**経営発達支援計画**」の認定開始 平成27年度当初予算：「伴走型小規模事業者支援推進事業補助金」を創設

小規模事業者支援法における経営発達支援計画

- 経済産業省では、商工会・商工会議所の役割として、個社の経営戦略に踏み込んだ伴走型支援を実施する「**経営発達支援事業**」を小規模事業者支援法に位置づけ、**商工会・商工会議所が策定する「経営発達支援計画」を国が認定**する制度を措置するとともに、伴走型小規模事業者支援推進事業補助金を通して小規模事業者を支援。



伴走型小規模事業者支援推進事業補助金の概要

小規模事業者支援法に基づく商工会・商工会議所の伴走型支援を推進するため、**認定を受けた「経営発達支援計画」に基づき商工会・商工会議所が実施する取組に要する費用を支援**。（補助上限：700万円、補助率：定額）

経営発達支援計画の認定実績

	第1回	第2回		第3回		第4回	第5回	第6回	
		第1次	第2次	第1次	第2次				
認定時期	H27.7	H27.11	H27.12	H28.4	H28.7	H29.3	H30.3	H31.3	
認定件数	北海道	6 (6)	17 (23)	12 (35)	32 (67)	6 (73)	55 (128)	13 (141)	13 (154)
(累計)	全国	70 (70)	182 (252)	74 (326)	312 (638)	70 (708)	419 (1,127)	300 (1,370)	298 (1,630)

経営発達支援計画の概要

- 経営発達支援計画は、小規模事業者支援法に基づく「基本指針」に則り、13事項21項目について記載している。

経営発達支援計画の記載事項

1. 目標

- ①地域内における小規模事業者の中長期的な振興のあり方
- ②地域の現状と課題を踏まえている旨、また、目標の達成に向けた事業実施方針

2. 地域の経済動向調査

- ③「目標」及び「分析等を行う項目」
- ④「手段・手法」及び「成果の活用方法」

3. 経営状況の分析

- ⑤「目標」及び「分析を行う項目」
- ⑥「手段・手法」及び「成果の活用方法」

4. 事業計画策定支援

- ⑦「支援に対する考え方」、「目標」、「支援対象」、「手段・手法」

5. 事業計画策定後の実施支援

- ⑧「目標」、「支援内容」、「頻度」

6. 需要動向調査

- ⑨「目標」及び「分析等を行う項目」
- ⑩「手段・手法」及び「成果の活用方法」

7. 新たな需要の開拓に寄与する事業

- ⑪「支援に対する考え方」、「目標」、「支援対象」
- ⑫新たな需要の開拓に寄与する効果的な取組である旨

8. 地域経済の活性化に資する取組

- ⑬今後の地域の方向性を関係者間で共有した上で事業展開が図られている旨

9. 他の支援機関との連携を通じた支援ノウハウ等の情報交換

- ⑭他の支援機関との支援ノウハウの交換により新たな需要の開拓を進める仕組みである旨

10. 経営指導員等の資質向上等

- ⑮小規模事業者の利益の増加に資する支援ノウハウの習得が見込まれる旨
- ⑯経営指導員等が習得した支援ノウハウ等を組織内で共有する体制となっている旨

11. 事業の成果、評価及び見直しの実施

- ⑰毎年度、事業の評価・見直しを実施する体制となっている旨
- ⑱外部有識者の活用、評価見直し結果の公表など効果的なPDCAサイクルが構築されている旨

12. 経営発達支援事業の実施体制

- ⑲事業の実施体制、人員等
- ⑳小規模事業者が相談等を行うことができる連絡先

13. 事業の整合性・連動性

- ㉑「1.」で設定した目標と、「2.」～「7.」の各事業との整合性、また、「2.」～「7.」の各事業の連動性

平成26年度改正小規模事業者支援法の評価

- 経営発達支援計画の作成により、商工会・商工会議所が「事業者に対して何をするか」（活動目標）は規定されたが、「事業者にどうなってもらいたい（どのように変化を確認するか）」（**成果目標**）の項目が**不十分**であった。
- 法律上、「商工会・商工会議所」が経営発達支援事業を行うことを明確化したが、その**実務・実行の主体が「経営指導員」**であることや、その**求められる能力が明確にされていなかった**。
また、**一人の経営指導員がコンサルティングできる企業数は有限**である以上、支援できる企業数が本来規定されるが、それを加味しないで作成された経営発達支援計画が存在し、十分なコンサルティングができない（ひいては、伴走型事業の効果がでない）、あるいは、経営指導員の業務過多という結果につながっている。
- 支援できる事業者数が限定されることを前提にすれば、当該地域においてどの事業者への支援を行うかが重要な課題であり、**地元自治体の商工行政の方向性との連携**も重要であるが、それは商工会・商工会議所の裁量にゆだねられていた。

今後必要な対応

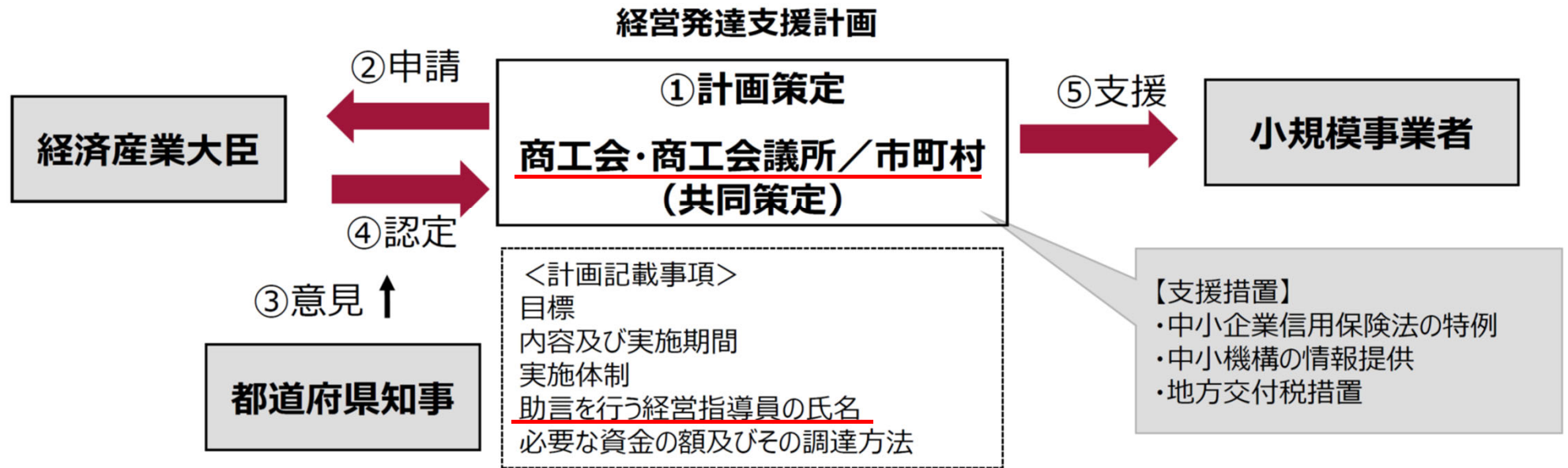
- － 経営発達支援計画のフォローアップ項目に成果目標を追加
- － 「経営指導員」の位置づけを明確化
- － 経営発達支援計画策定やフォローアップに、自治体（市町村、都道府県）も関与する等体制の充実

中小企業政策審議会小規模企業基本政策小委員会(第16回)資料を加工

経営発達支援計画の見直し（小規模事業者支援法の改正案）

- 今後は地域課題への対応や効果的な支援実施の観点から、商工会・商工会議所が市町村と共同して策定し、都道府県も意見を言えるスキームに見直し。

経営発達支援のスキーム



事業内容記載イメージ

※事業計画策定後の実施支援に「成果目標」、経営発達支援事業の実施体制に「市町村との連携体制」を追加予定

- ① 地域課題の分析（市町村と共同）
- ② 経営状況の分析（強み、弱みを知る）
- ③ 事業計画作成・実施支援（戦略を作り、実施する）
- ④ 経済動向・市場調査支援（潜在的顧客を探す）
- ⑤ 新たな販路開拓支援（展示会・商談会等の開催）

中小企業強靱化法案（中小企業等経営強化法等の改正）

中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律案【中小企業強靱化法案】の概要

1. 背景

- 自然災害の頻発化、経営者の高齢化によって、多くの中小企業は、事業活動の継続が危ぶまれている。
- 中小企業の事業活動の継続に資するため、中小企業の災害対応力を高めるとともに、円滑な事業承継を促進する必要。

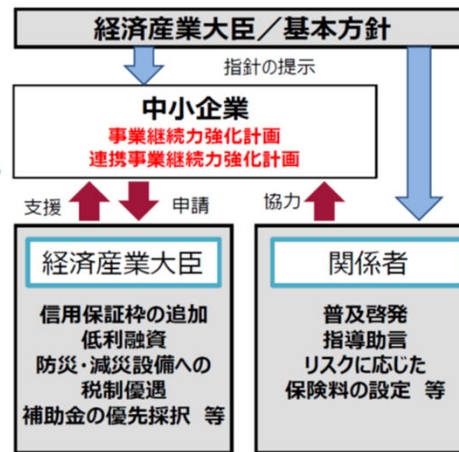
2. 主な措置事項

- (1) ①中小企業が、単独又は他者と連携して行う、事業継続力強化に対する支援
②商工会・商工会議所が市町村と共同で行う、小規模事業者の事業継続力強化のための取組に対する支援
- (2) 個人事業者の事業承継（生前贈与）の円滑化に資する、遺留分に関する民法特例の個人事業者への対象拡大 など

(1) 中小企業・小規模事業者の事業継続力の強化

①事業継続力強化に対する支援【中小企業等経営強化法改正】

- 事業継続力強化に関する「**基本方針**」の策定
 - ① 中小企業が行う**事前対策**の内容
 - ② 中小企業を取り巻く**関係者※1**に期待される**協力**
※1 サプライチェーンの親事業者、金融機関、保険会社、地方自治体、商工団体等を想定。
- 中小企業の**事業継続力強化**に関する**計画**を**認定**し、**支援措置**を講ずる。
 - ① **中小企業者が単独**で行う「**事業継続力強化計画**」
例) 災害時の初動対応、自家発電、制震・免震装置等の設備投資、保険加入等のリスクファイナンス、実効性確保に向けた訓練の実施 等
 - ② **複数の中小企業が連携**して行う「**連携事業継続力強化計画**」
例) 経営資源の融通(原材料、人員派遣、代替生産) 等
- 中小企業を取り巻く**関係者※2**による**協力（努力規定）**
※2 法律案は、国、地方公共団体、親事業者に加えてその他の者を規定。



②商工会・商工会議所による小規模事業者の事業継続力強化の支援【小規模事業者支援法改正】

- **商工会又は商工会議所が市町村（特別区含む）と共同**して行う、小規模事業者の**事業継続力強化に係る支援事業**（普及啓発、指導助言、復旧支援等）に関する**計画**を**都道府県が認定**。
※ これらに要する経費について**地方交付税措置**を講ずることとしており、地域における小規模事業者支援を推進。

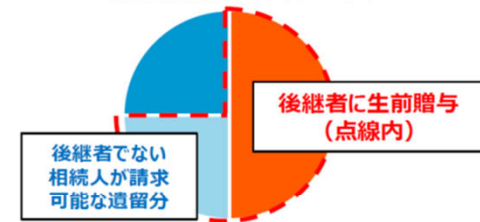
(3) その他（関係者の関与による基盤強化等）

- 上記と併せ、中小企業の基盤強化を図るため、
 - ・ 一定の要件を満たす中小企業者等が**社外高度人材**（プログラマー・エンジニア、弁護士・税理士・会計士等）を活用して新事業分野を開拓する計画の**認定制度を創設**し、認定を受けた者に対し**金融支援・税制支援**（ストックオプション税制の対象に、計画に従って活用する社外高度人材を追加）を講ずる。
 - ・ 小規模事業者の経営発達に係る支援事業について、商工会・商工会議所と**市町村（特別区含む）が共同で計画を作成**するとともに、認定の際に**都道府県知事の意見を聴く**ものとする。
- これらに関する情報提供、相談対応等を、新たに（独）中小機構の業務に追加するため、**【独立行政法人中小企業基盤整備機構法】**も一部を改正。

(2) 中小企業の経営の承継の円滑化【承継円滑化法改正】

- **個人事業者**の土地、建物、機械等の承継に係る贈与税・相続税を100%納税猶予する「**個人版事業承継税制**」の創設が平成31年度税制改正大綱に盛り込まれた。
 - 新税制の効果が十分に発揮されるよう、**遺留分※**に関する**民法特例の対象を個人事業者に拡大**。
※民法上、最低限保障されている相続人の取り分
- (現行の手続)
会社について、相続人全員の合意を得れば、簡便な手続で、後継者に生前贈与された株式を、遺留分を算定するための財産から除外すること等が可能。

<遺留分請求のイメージ>

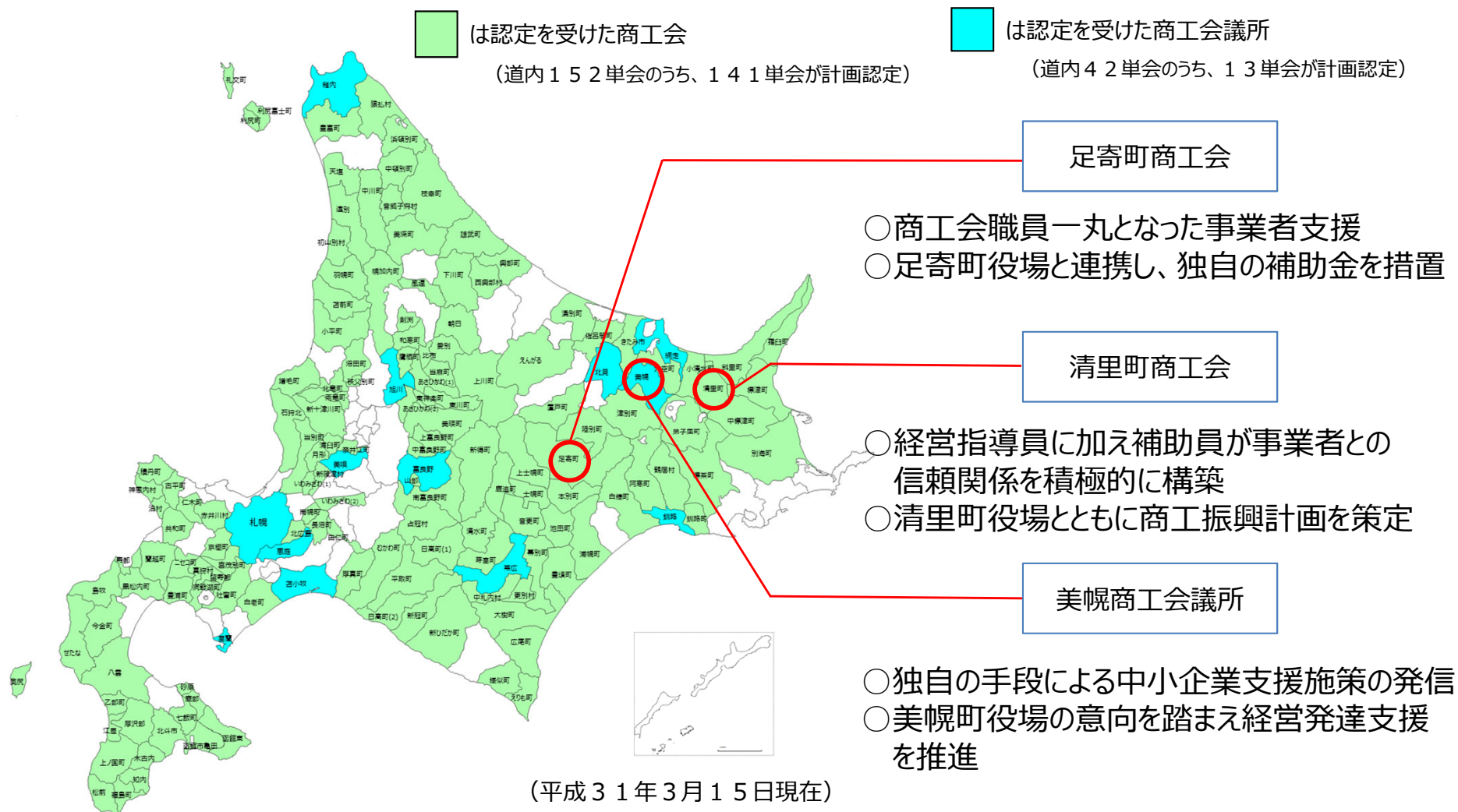


(注)後継者でない相続人が事後的に自らの遺留分を請求すれば、**後継者は事業用資産の一部を失うおそれ**。

2. 道内商工会・商工会議所における 「伴走型支援」の取組

道内商工会・商工会議所における「伴走型支援」の取組

- 北海道内の152商工会・42商工会議所のうち、これまで141商工会・13商工会議所が経営発達支援計画の認定を受け、「伴走型支援（事業者目線に立ち常に寄り添っていく支援）」を実施。
- 北海道経済産業局では、計画認定先のうち、自治体と連携し、伴走型の経営戦略に踏み込んだ小規模事業者支援を展開する2商工会・1商工会議所の事例をまとめた。



足寄町商工会の取組

- 足寄町商工会では、職員全員がチームを組み、事業者支援を実施することで、従来の6倍の相談に対応できる体制を構築。
- 足寄町役場でも、独自に小規模事業者向け補助金を創設するなど、商工会との連携を強化。

足寄町商工会の取り組み

商工会職員一丸となった事業者支援

- 経営発達支援は経営指導員が担当することが多い中、足寄町商工会では、経営指導員だけではなく、**補助員、記帳専任職員などを含めた商工会職員全員で取り組んでいる**。
- 経営発達支援計画の認定をきっかけに、**チームで支援する仕組みを構築**。これによって**6倍の相談対応が可能**になり、これまで対応しきれなかった相談にも時間と手間をかけてしっかりと支援。

足寄町役場と連携し、独自の補助金を措置

- 足寄町商工会では、足寄町役場と連携した小規模事業者支援を実施。
- 小規模企業振興基本条例の制定をきっかけとして、**小規模振興事業補助金（補助上限50万円、補助率1/2の補助金）を措置**。汎用品の購入も対象であるため、その他の補助金と併せて積極的な支援に活用。

足寄町商工会の概要

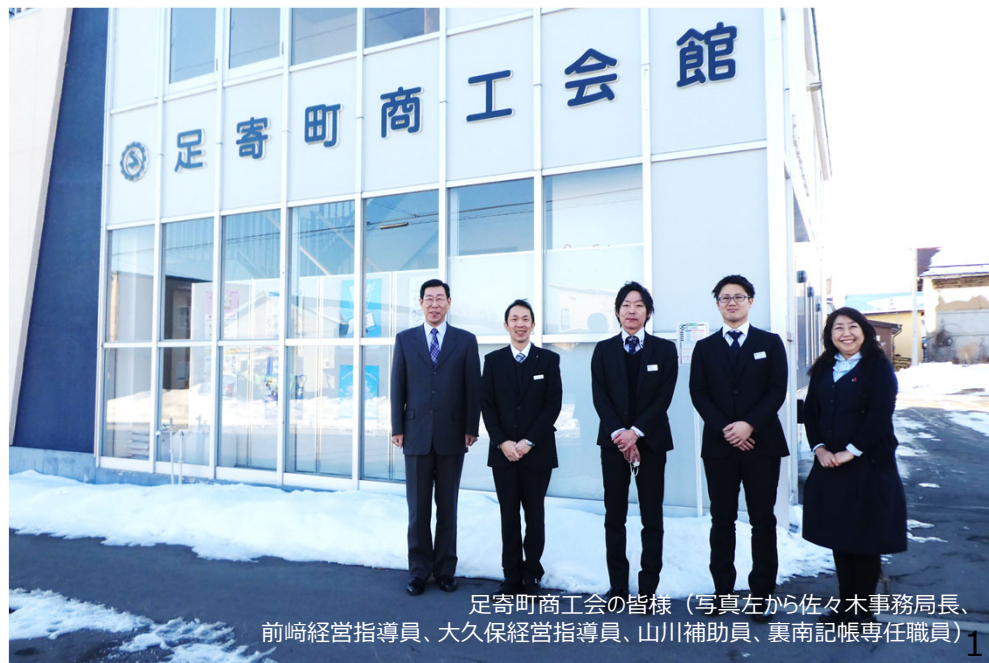
設立：昭和35年12月（平成31年3月31日現在）
住所：北海道足寄郡足寄町南1条3丁目 TEL：0156-25-2236
職員数：6名（事務局長、経営指導員2名、補助員1名、記帳専任職員1名、記帳指導職員1名）
管内小規模事業者数：223事業者 ※平成28年6月現在
経営発達支援計画の実施期間：平成27年4月1日～平成32年3月31日

<足寄町商工会のコメント>

- 「2人1組でのOJTや、事業者のヒアリングを均一に行うための質問リストを用いた支援などを行い、情報を全員で共有することで、最初は戸惑いもあったが、少しずつ意識が変わった」（前崎経営指導員）
- 「補助員も小規模事業者支援に深く関与できる環境はとても勉強になる。事業者とのやりとりなど楽しく支援に当たっている」（山川補助員）

<足寄町役場のコメント>

- 「小規模事業者の持続的発展は町民の暮らしの存続に関わるため、**商工会の発案を受け、小規模振興事業補助金の政策予算を措置**した。積極的に活用いただき、地域を支えてもらいたい」



足寄町商工会の皆様（写真左から佐々木事務局長、前崎経営指導員、大久保経営指導員、山川補助員、裏南記帳専任職員）

足寄町商工会の支援事例

- 横浜市から足寄町に移住し、「Guest House ぎまんち」を創業した儀間さん夫妻に対し、創業に関するアドバイスや札幌の大学生によるワークショップの開催など、積極的な伴走型支援を実施。
- 足寄町の補助金により、ノートパソコンや薪小屋等を整備したほか、不安を抱える初めての確定申告なども支援。

Guest House ぎまんち について

狩猟のために横浜から足寄に移住 “ゲストハウス、始めました！”

- 「**Guest House ぎまんち**」は、狩猟への興味をきっかけとして、横浜市から足寄町の地域おこし協力隊として着任した儀間雅真さんが、妻・芙沙子さんとともに始めた民泊事業。北海道では珍しい日本古来の伝統的な書院造の家屋でゆったりとした宿泊を体験できる。
- 移住後、商工会青年部による講演会への参加をきっかけに商工会に加入。移住者である儀間さん夫妻にとって**身近に相談できる青年部の繋がりは大きな支え**に。

Guest House ぎまんち の概要

名 称：Guest House ぎまんち 住 所：北海道足寄郡足寄町西町2丁目4-7
電 話：080-4504-8641 料 金：3,000円~/泊（素泊まりのみ）
備 考：ハンターである儀間さん夫妻が山菜取り、釣り、狩猟など宿泊客の希望に応じたサービスを提供。今後は、体験型サービスなどにも力を入れていく予定。

足寄町商工会による伴走型支援

創業から初めての確定申告・補助金活用まで一貫支援

- サラリーマンだったため、開業や確定申告など何もわからなかった儀間さん夫妻に対し、**開業の手続きや方法等のアドバイス**を行うほか、**初めてで不安を抱える確定申告などにも寄り添って支援**。
- 初めての補助金活用も支援**。小規模振興事業補助金の活用を提案して申請を手伝い、ノートパソコンや薪小屋、防犯用カメラ等を整備。
- 宿泊者目線でゲストハウスの改善点を洗い出すため、**札幌の大学生をモニターとしたワークショップを開催**。学生からの意見を反映することで、より良い宿泊環境を整備し、今後の事業展開に寄与。「なんでもかんでもしつこいくらいに商工会に聞いてしまう。頼ってしまう。」と儀間さん。



Guest House ぎまんちの前で（写真左から足寄町商工会 前崎経営指導員、Guest House ぎまんち 儀間芙沙子さん）

清里町商工会の取組

- ・ 清里町商工会では、経営指導員に加え、「補助員」が積極的に小規模事業者に寄り添った伴走型支援を実施。
- ・ 清里町役場とも連携し、清里町商工振興計画を策定。今後、本計画に基づき、商工業者支援の充実を図る。

清里町商工会の取り組み

経営指導員に加え「補助員」が事業者との信頼関係を構築

- 清里町商工会では、経営指導員に加え、「**補助員**」が**小規模事業者への寄り添った経営支援などを積極的に実施**。
- **積極的な巡回指導**を通じて、管内小規模事業者の日々抱える経営課題や問題意識を把握し、迅速な経営支援や適切な中小企業支援施策の紹介などを行っている。

<清里町商工会のコメント> ・「管内の事業者にはお世話になってばかり。そのお陰で楽しく仕事をさせてもらっている。経験を積むことを通して、これからもっと事業者の方々に恩返ししていきたい」（見年補助員）

清里町役場とともに商工振興計画を策定

- 清里町商工会は、経営発達支援計画の積極的な推進とともに、清里町役場が設置する**商工振興計画策定委員会（委員長：商工会長）**に参画し、**平成31年2月に清里町商工振興計画を策定**。
- 事業者へのアンケート調査で**商工業者の実態等を把握**し、商工振興計画の内容に反映。今後、経営発達支援計画の推進とともに商工業の振興を図る。

<清里町役場のコメント> ・「計画の策定よりも、策定後の取り組みが重要であることから、**今後とも商工会と連携して進めていきたい**。小規模事業者の振興に関する条例の策定についても、今後要検討」



清里町役場の皆様と（写真左から清里町 本企画政策課長、永野主幹、清里町商工会 見年補助員）

清里町商工会の概要

設 立：昭和35年11月 住 所：北海道斜里郡清里町水元町12番地 T E L：0152-25-2628 （平成31年3月31日現在）
職員数：5名（事務局長、経営指導員1名、補助員1名、記帳専任職員1名、一般職員1名）
管内小規模事業者数：95事業者 ※平成28年6月現在 経営発達支援計画の実施期間：平成29年4月1日～平成34年3月31日

清里町商工会の支援事例

- 農家でありながら、「ファーマーズキッチン TOKO-TOKO」を営む柳谷さん夫妻と信頼関係を構築し、事業者に寄り添った経営支援により、販路開拓に寄与するなど伴走型支援を実施。
- 農家が営む飲食店の人気などによって、清里町内での創業が増加傾向に。

ファーマーズキッチン TOKO-TOKO について

食と農業を通じて、清里町を発信

- 「**ファーマーズキッチン TOKO-TOKO**」は、柳谷克彦さんが妻・亜紀子さんとともに、農業を営みながら食の提供も行う飲食店。畑で作った玉ねぎなどを使った肉まん「玉ちゃんまん」をはじめ、自家製野菜たっぷりのランチのほか、じゃがいも焼酎の風味を活かした「焼酎けーき」などを販売。
- 農家である柳谷さん夫妻が、「食を通じて清里町を発信したい」と商工会に相談したことをきっかけにして、**商工会が心強いパートナー**に。

ファーマーズキッチン TOKO-TOKO の概要

名 称：ファーマーズキッチン TOKO-TOKO 住 所：北海道斜里郡清里町羽衣町42番地 電 話：0152-25-7095 定休日：月・火・水
営業時間：11:00-18:00 (ランチ 11:00-15:00) URL：<https://www.facebook.com/Farmers-Kitchen-Toko-Toko-302363926541680/>

清里町商工会による伴走型支援

信頼関係をつくり、頼られる存在に

- 日々のコミュニケーションによって、柳谷さん夫婦の経営課題や問題意識などを把握し**、適切な経営支援や、補助金などの中小企業支援施策を提案。
- 物産会への出展によって販路開拓を支援**。食を通じた清里町の発信を考えていた柳谷さんに、南富良野町での物産会への出展を提案。販路開拓に繋がった。
- 蒸しパンなどのスイーツを温める設備の導入に対して小規模事業者持続化補助金の活用を提案。**申請書の作成から事業実施に至るまでサポート**。
- 農家が営む飲食店の人気などがきっかけとなり、他の農家からやりたいことを声として聞くようになったほか、町内での創業が少しずつ増えている。「足を運ばなくても、日々の雑談の中で考えていることをわかってくれる。今では補助員の見年さんがいなくなるか心配」と柳谷さん。



ファーマーズキッチン TOKO-TOKO (写真左から清里町商工会 見年補助員、ファーマーズキッチン TOKO-TOKO 柳谷亜紀子さん、柳谷克彦さん)

美幌商工会議所の取組

- 美幌商工会議所では、会頭の強いリーダーシップの下、独自に「補助金・助成金一覧ガイドブック」を作成するなど、管内事業者に対して中小企業支援施策を積極的に情報発信。
- 美幌町役場も経営発達支援計画の評価委員会に参画するなど積極的に事業者を支援。町内の起業も多い。

美幌商工会議所の取り組み

独自の手段による中小企業支援施策の発信

- 美幌商工会議所では、中小企業支援施策の活用を促すため、**独自に「補助金・助成金一覧ガイドブック」を作成**し、積極的な情報発信によって、管内事業者に必要な情報をいち早く届けている。
- 地元金融機関や商工会議所役員などで構成する「地域経済活性化プロジェクト特別委員会」を新たに設置。関係者の意識共有を図った。
- 「**より多くの事業者を積極的に支援することが商工会議所の本分**」、「国、北海道をはじめとして多くの補助金や支援施策があるものの、まだまだ管内の事業者から認知されていない」という強い問題意識が発端に。

<美幌商工会議所のコメント>

・「従来の小規模事業者に対する支援は、経営指導を前提とした無担保・無保証の融資制度（マル経融資）が主なものだったが、やる気のある管内事業者が、補助金の活用などによって、更に前向きになっていただけたことが嬉しい」（伊藤指導課長）

美幌町役場の意向を踏まえ経営発達支援を推進

- 経営発達支援事業の進捗状況等を評価する委員会には、美幌町役場も参画。**町役場の意見などを踏まえた伴走型の小規模事業者支援を展開。**
- 美幌町役場では、起業に対する補助制度や融資制度を措置**し、町内の商工業を積極的に支援。このため、美幌町は、人口規模に比して起業が多い。

美幌商工会議所の概要

(平成31年3月31日現在)

設立：昭和28年10月

住所：北海道網走郡美幌町字仲町1丁目44番地

TEL：0152-73-5251

職員数：5名（専務理事、経営指導員2名、補助員1名、一般職員1名）

管内小規模事業者数：516事業者 ※平成28年6月現在

経営発達支援計画の実施期間：平成28年4月1日～平成33年3月31日



補助金・助成金一覧ガイドブック（美幌商工会議所）

美幌商工会議所の支援事例

- 美幌町で製麺業を営む「株式会社マルワ製麺」に対し、伴走型小規模事業者支援推進事業補助金を活用して、展示販売会への出展支援を行うなど、事業者ニーズに応じた伴走型支援を実施。
- 展示会の出展がきっかけとなり、複数の道外企業との新たな受注契約締結に結びつくなど、大きな成果。

株式会社マルワ製麺 について

麺作りを通して豊かな食文化の創造に寄与

- 「**（株）マルワ製麺**」は、昭和39年に創業し、様々な麺類の製造・販売を行うほか、業務用として地元スーパーや学校給食などに卸売も行う。生産者との繋がりを持ち、製造から販売までを一貫して手掛け、大手企業では受けられない、小ロットで小回りの利く柔軟な受注などに対応。
- 六次産業化・地産地消法の認定をきっかけに、中小企業診断士など第三者による助言の重要性を認識。自社を見つめ直し、新たな事業展開を進めるタイミングで、**展示会出展の案内を受けたことから商工会議所の支援を受ける**ことに。

株式会社マルワ製麺 の概要

名 称：株式会社マルワ製麺 住 所：北海道網走郡美幌町字大通南5丁目5番地
電 話：01527-3-3371 事業内容：麺類製造卸、ギフト・土産商品販売等
URL：<http://www.maruwaseimen.co.jp/>

美幌商工会議所による伴走型支援

販路開拓支援で新たな受注契約を締結

- 国内最大級のパーソナルギフトと生活雑貨の国際展示会・東京インターナショナル・ギフト・ショーへの出展を、伴走型補助金を用いて支援。**経費の補助だけでなく、展示会に同行して必要な情報を提供**するなど、事業者に寄り添った伴走型の支援を実施。
- （株）マルワ製麺は展示会に出展したことをきっかけに、**道外企業数社との受注契約を新たに締結**するなど、販路開拓に寄与。
- 「第三者の目線は重要。**小規模事業者ほど日々業務に追われているため、他者の力を借りることも大切**」、「今後も、商工会議所の支援を受けたい」と氏家専務取締役。



(参考資料)

北海道内の「経営発達支援計画」の認定を受けた商工会

商工会の計画認定数：141

(平成31年3月15日現在)

振興局名	商工会名（管内計）
空知総合振興局 （計12）	南幌町商工会、奈井江町商工会、由仁町商工会、長沼町商工会、月形商工会、浦臼町商工会、新十津川町商工会、秩父別町商工会、北竜町商工会、沼田町商工会、いわみざわ商工会、雨竜町商工会
石狩振興局（計4）	石狩北商工会、北広島商工会、当別町商工会、新篠津村商工会
後志総合振興局 （計16）	島牧商工会、寿都商工会、黒松内町商工会、蘭越町商工会、ニセコ町商工会、真狩村商工会、喜茂別町商工会、京極町商工会、共和町商工会、泊村商工会、神恵内村商工会、積丹町商工会、古平町商工会、仁木町商工会、留寿都商工会、赤井川村商工会
胆振総合振興局 （計6）	豊浦町商工会、壮瞥町商工会、白老町商工会、厚真町商工会、洞爺湖町商工会、むかわ町商工会
日高振興局（計6）	日高町商工会、平取町商工会、新冠町商工会、様似町商工会、えりも町商工会、新ひだか町商工会
渡島総合振興局 （計11）	函館市亀田商工会、函館東商工会、北斗市商工会、福島町商工会、知内商工会、木古内商工会、七飯町商工会、鹿部商工会、八雲商工会、松前商工会、砂原商工会
檜山振興局（計7）	江差商工会、上ノ国町商工会、厚沢部商工会、乙部町商工会、奥尻商工会、せたな商工会、今金町商工会
上川総合振興局 （計23）	あさひかわ商工会、山部商工会、東神楽町商工会、幌加内町商工会、当麻町商工会、比布商工会、愛別商工会、上川町商工会、東川町商工会、美瑛町商工会、上富良野町商工会、中富良野町商工会、南富良野町商工会、占冠村商工会、和寒町商工会、剣淵商工会、朝日商工会、風連商工会、下川町商工会、美深町商工会、中川町商工会、鷹栖町商工会、音威子府村商工会
留萌振興局（計7）	増毛町商工会、苫前町商工会、羽幌町商工会、初山別村商工会、遠別商工会、小平町商工会、天塩商工会
宗谷総合振興局 （計8）	猿払村商工会、浜頓別町商工会、中頓別町商工会、枝幸町商工会、豊富町商工会、礼文町商工会、利尻町商工会、利尻富士町商工会
オホーツク総合振興局 （計13）	きたみ市商工会、津別町商工会、斜里町商工会、清里町商工会、小清水町商工会、佐呂間町商工会、えんがる商工会、湧別町商工会、西興部村商工会、雄武町商工会、大空町商工会、置戸町商工会、興部町商工会
十勝総合振興局 （計18）	音更町商工会、土幌町商工会、上土幌町商工会、鹿追町商工会、新得町商工会、清水町商工会、芽室町商工会、中札内村商工会、更別村商工会、大樹町商工会、広尾町商工会、幕別町商工会、池田町商工会、豊頃町商工会、本別町商工会、足寄町商工会、陸別町商工会、浦幌町商工会
釧路総合振興局 （計6）	釧路町商工会、標茶町商工会、弟子屈町商工会、阿寒町商工会、鶴居村商工会、白糠町商工会
根室振興局（計4）	別海町商工会、中標津町商工会、標津町商工会、羅臼町商工会

北海道内の「経営発達支援計画」の認定を受けた商工会議所

商工会議所の計画認定数：13

(平成31年3月15日現在)

振興局名	商工会議所名 (管内計)
空知総合振興局 (計1)	美唄商工会議所
石狩振興局 (計2)	札幌商工会議所、恵庭商工会議所
後志総合振興局	なし
胆振総合振興局 (計2)	室蘭商工会議所、苫小牧商工会議所
日高振興局	なし
渡島総合振興局	なし
檜山振興局	— (管内に商工会議所なし)
上川総合振興局 (計2)	旭川商工会議所、富良野商工会議所
留萌振興局	なし
宗谷総合振興局 (計1)	稚内商工会議所
オホーツク総合振興局 (計3)	北見商工会議所、網走商工会議所、美幌商工会議所
十勝総合振興局 (計1)	帯広商工会議所
釧路総合振興局 (計1)	釧路商工会議所
根室振興局	なし

(参考1) 全国の認定状況等

第1回認定 (平成27年7月15日)	: 全国70 (うち北海道内6)
第2回認定 (第1次 平成27年11月17日)	: 全国182 (うち北海道内17)
(第2次 平成27年12月25日)	: 全国74 (うち北海道内12)
第3回認定 (第1次 平成28年4月22日)	: 全国312 (うち北海道内32)
(第2次 平成28年7月15日)	: 全国70 (うち北海道内6)
第4回認定 (平成29年3月17日)	: 全国419 (うち北海道内55)
第5回認定 (平成30年3月16日)	: 全国300 (うち北海道内13)
第6回認定 (平成31年3月15日)	: 全国298 (うち北海道内13)

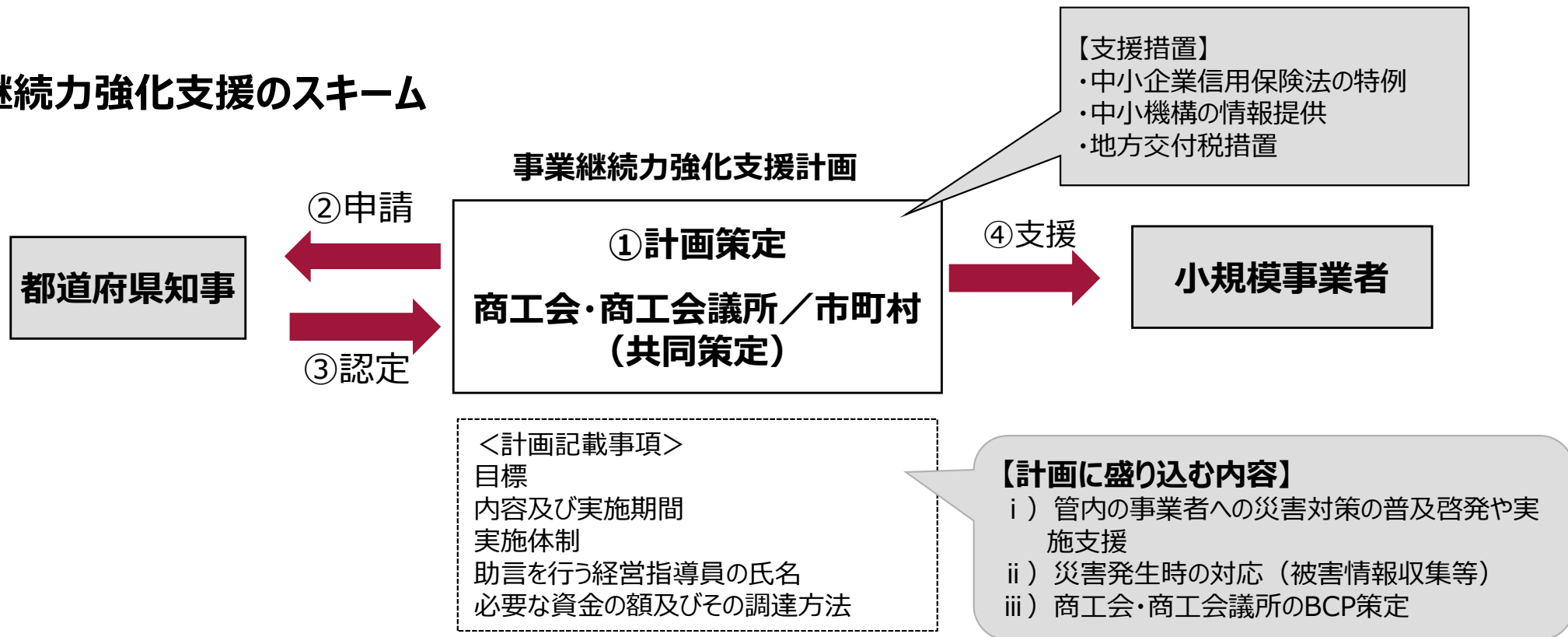
(参考2) 認定を受けた経営発達支援計画の内容について： 次の中小企業庁WEBサイトに掲載

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shokibo/ninteikeikaku.html>

商工会・商工会議所による事業継続力強化の支援（小規模事業者支援法の改正案）

- 商工会・商工会議所が、地域の防災を担う市町村と連携し、**事業継続力強化のための支援を行う計画（＝事業継続力強化支援計画）**を策定し、都道府県知事が認定。

事業継続力強化支援のスキーム



事前対策事例

帯広商工会議所では、帯広市、北海道経済産業局の協力のもと、事業継続力強化に関するセミナーを開催。大規模災害時に地域住民の健康に直接影響を与え得る薬局などのBCP策定を推進。

地方交付税措置について

- 1960年に経営指導員の設置が開始。国と都道府県で人件費を半額ずつ補助。
- 1990年代から国の財源移譲を進め、現在はすべて都道府県補助（地方交付税）。

～1960年

1960年～

1993年～

2006年～

商工会・商工会議所の
法制化

経営改善普及員
(現 経営指導員)
の国費補助開始
国負担：地方負担 1：1

国から地方への
財源移譲開始

財源移譲完了

		～1992	1993	1994	1995～	1999～	2006～
商工会・ 商工会議所	人件費	都道府県 1 / 2 国 1 / 2	都道府県 3 / 5 国 2 / 5	都道府県 4 / 5 国 1 / 5	都道府県補助		
	事業費	都道府県 1 / 2 国 1 / 2					都道府県補助
都道府県 商工会	人件費	都道府県 1 / 2 国 1 / 2			都道府県補助		
	事業費	都道府県 1 / 2 国 1 / 2					都道府県補助
全国団体	人件費 事業費	国 補助					

地方交付税措置について

- 総務省より、「平成31年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等」において、全ての自治体に対して事務連絡を发出。

『通常国会に提出される予定である「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律案」に基づき、地域における小規模事業者支援を推進するため、地方公共団体等が行う事業継続力強化支援計画及び経営発達支援計画の策定等に要する経費について、地方交付税措置を講ずることとしている。』

「平成31年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等」抜粋（総務省：平成31年1月25日）

34 「主要農作物種子法」（昭和27年法律第131号）に基づき都道府県が実施することとされていた事務については、「主要農作物種子法を廃止する法律」（平成29年法律第20号）の施行後においても、「種苗法」（平成10年法律第83号）等に基づき従前と同様に実施することとされていることから、当該事務に要する経費について、引き続き、地方交付税措置を講ずることとしている。

35 通常国会に提出される予定である「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律案」に基づき、地域における小規模事業者支援を推進するため、地方公共団体等が行う事業継続力強化支援計画及び経営発達支援計画の策定等に要する経費について、地方交付税措置を講ずることとしている。

36 通常国会に提出される予定である「奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案」に基づき、「奄美群島振興交付金」を引き続き交付できることとされているが、当該交付金の対象事業に追加される「特定重点配分対象事業（仮称）」等の地方負担について、特別交付税措置を講ずることとしている。

4者（国・北海道・市町村・商工団体）意見交換会の開催について

- 小規模事業者支援法の改正案の趣旨をしっかりと北海道や市町村、商工会・商工会議所に認識いただくことを目的として、全道7ブロックで意見交換会を開催予定。

2019年度小規模事業者支援施策に関する4者（国・北海道・市町村・商工団体）意見交換会

<次第>

- （1）小規模事業者支援法の改正案概要について
- （2）小規模事業者支援に関する取組事例
- （3）最近の中小企業・小規模事業者支援施策について
- （4）意見交換

- 道東ブロック

- ・2019年6月25日（火）13時30分～
- ・釧路市生涯学習センター

- 道北ブロック

- ・2019年7月1日（月）13時30分～
- ・上川総合振興局 会議室

- 空知・石狩ブロック

- ・2019年7月2日（火）13時30分～
- ・札幌第一合同庁舎6階第一会議室

- 十勝ブロック

- ・2019年7月5日（金）13時30分～
- ・十勝総合振興局 会議室

- オホーツクブロック

- ・2019年7月8日（月）13時30分～
- ・オホーツク総合振興局 会議室

- 後志・胆振・日高ブロック

- ・2019年7月10日（水）13時30分～
- ・札幌第一合同庁舎6階第一会議室

- 道南ブロック

- ・2019年7月26日（金）10時00分～
- ・渡島総合振興局 会議室